

○三浦臨時構成員 座長がおっしゃったとおり、今までとは違ってきちんとしたお答えが返ってきて、私はちょっと安心した部分もあります。さはさりながら、こういうお店の方が少ないと思います。こんなにきちんとやっていたところは多分少ない。パッチテスト的なことをやるとか、すごく時間をかけてカウンセリングをしているお店が果たして何%あるのか。最初に私が持ってきたと思いますが、たくさん資格を持っている人間がいますとパーッと出ているフリーペーパーにある店の中で、化学的云々ではないですが、それだけのことをやっているだけのお値段はあるなど。私が普段行く店舗の倍です。この半額ぐらいのお店に行ったりしているので、やはりきちんとしたところに行かなくてはいけないのだと一消費者としても単純に思いました。

そういう意味では現場は余りにも差がある。お店の中には、2,980円とか、技術者は2人で、どこまで本当に消毒しているのだろうかというようなところもないとは言えない。前にも言ったとおり、よくわからないようなビルの中に何軒も何軒も入っていて、コソッと、と言っては失礼ですが、営業しているお店も現実にはある。そういう現場に消費者が行ってしまうという現実をどうするか、ということがすごく気になるのです。立派なお店がきちんとやっていたらいいというのは、それはそれでいいと思うし、安心ですけども、そういう選び方がわからないから、資格を取っている人間がやるべきではないでしょうかという、一つの選択基準という見方をする人たちもいるということです。お店ごとにすごく差があるので。

○倉田座長 どのようにお考えですか。

○原 正直、差があると思います。ですから、一定の基準のような許認可制度であったり、つくっていただきたいなどは思っています。本当にいろんな店舗さんがございまして、美容師さんが施術をやっている、技術を2、3時間勉強しただけで知識は何も持たずにやっていたらいいやったり、美容師さんが施術していてもトラブルは起きるわけですので、やはり大きな差はあると思っております。

○倉田座長 ほかにどなたか。

○枝折臨時構成員 私は美容師で、技術者でありまして、約10年やっております。私が最初にお答えしているように、技術に1年かかっています、私は特に男性でしたので。おでこに技術者がさわりますね。さわっていますか、宙に浮いていますか。

○原 浮いています。

○枝折臨時構成員 私と同じですね。そのくらいすごく難しいし、私は実際にカットもしていて、カットの講師で、ロングの講師で、美容師がこの道で来てすばらしいと。うちはシャンプーも特別なものを使って、今の子は、シャンプーだけでなく水でも荒れてしまうのです。そういう点でまつ毛エクステというのは、美容学校と、美容師はできなくても、そういう道があるということで、私は6年ぐらい前から学校でも指導しているわけです。確かに会議などに行くと、いろんな大会がありますが、いろんな協会がありまして、統一がないというのがいろいろ問題が出てきたのではないのでしょうか。私はそう感じておりま

す。

○倉田座長 ありがとうございます。

それでは、次の韓国の参考資料がありますので、それを説明していただけますか。

○鶏内課長補佐 資料4でございます。韓国との法規制についての比較を説明させていただきます。

まず、韓国と比較させていただきましたのは、この検討会の中でも今までに、韓国の法制度が極めて日本と近いということで、参考になるという御意見があったこと。それから、まつ毛エクステンションに関しましては、韓国でのブームが日本に入ってきたということもございますので、その点から、美容先進国と言われております韓国と比較させていただいております。

法規制に関して、美容師とまつ毛エクステンションという欄を設けまして、日本と韓国の比較を行っております。まつ毛エクステンションに関しましては、日本と同様、美容師の資格が要るということでございます。それ以外に、まつ毛エクステンション、あるいは美容師に関しての定義といたしましては、韓国の方では、顧客の顔、頭、皮膚などを手入れして顧客の外観を美しくするというので、美容の範囲は、日本は原則、首から上ということでございますけれども、韓国は体の部位による区別はありません。また、衛生管理の責任者に関しましては、日本は管理美容師というところがございますけれども、韓国は、営業者に毎年3時間の衛生教育を受講してもらうというところでございます。

資格の取得に関しましては、韓国では、短大や大学など、美容関係の学校を卒業いたしますと、卒業と同時に国家試験はなく美容師の資格が取得できるということでございます。短大や大学以外ではアカデミーというところがございまして、こちらでは通常6か月から1年、教育を受けまして、卒業した後に国家試験を受けて美容師の資格を取得できるということでございます。

教育時間に関しましては、日本では2,010時間以上というところで規定されておりますけれども、韓国では特段時間の規定はございませんけれども、通常、短大では1,100時間、大学では2,200時間という養成の課程があるということでございます。

2ページ目、こちらは実際に生活衛生課等から韓国へ3月に調査に行っていました。訪問先といたしましては、日本の厚生労働省に当たります保健福祉部の方に行っております。また、日本の国民生活センター、あるいは消費者庁に近いところになりますけれども、韓国消費者院の方にも訪問させていただきました。そのほか、まつ毛エクステンションを行っているサロンや団体の方にも訪問させていただいております。

調査のまとめといたしましては、まつ毛エクステンションは美容師が行う施術であるということは、日本と同じであるというところでございます。

次に、保健福祉部によりますと、施術は美容師により実施されているという説明がある一方、無資格者による施術については、行政機関による実態把握や監視・指導にかかる情報などは、把握されていないというところでございました。

つけまつ毛、これはまつ毛エクステンション用も含むつけまつ毛になりますけれども、つけまつ毛自体と接着剤に関しては、韓国では安全要件、試験方法及び表示事項などを規定している安全基準認証という制度があるということでした。先ほど福下先生からもお話がございましたけれども、日本では、まつ毛エクステンション用接着剤に関しては特段使用を義務づけるというところがございます。

ただ、つけまつ毛に関する接着剤に関しては、注釈に記載させていただいておりますけれども、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」というものがございます。この中で、接着剤に含まれておりますホルムアルデヒドについては規制がされていますが、こちらは家庭用品にかかわるというところがございますので、つけまつ毛というところの規制でございます。まつ毛エクステンション用に関しましては、美容師が行う資格、施術であるというところがございますので、いわゆる業務用の接着剤という位置づけになりますので、この枠では現状では規制するのが難しいというところがございます。

次に、まつ毛エクステンションに関する健康被害の相談件数でございます。韓国では2010年以降4件と、日本と比べて少ないということでございます。日本では、昨日までの集計でございますけれども、2004年度以降、387件の相談件数があるということでございます。こちらに関しましても、すべてがまつ毛エクステンションによる健康被害であるかどうか、精査までは現段階ではできていないところでありますけれども、まつ毛エクステンションに関する危害ということでは、昨日までの登録としまして387件ということでございます。

以上です。

○倉田座長 ありがとうございます。

今の御説明で質問等ありますか。

○原 韓国のまつ毛エクステンションに関して、資格のところ美容師資格と書いてございます。2年ほど前に韓国に行きまして、そこでお伺いした話によると、韓国ではまつ毛エクステの別の資格といたしますか、政府が公認した民間企業に、政府が委託した資格制度というものがあって、それを取得した者でないとまつ毛エクステができないですとお伺いしました。それで、私もその1級を取りました。美容師以外の方も受験されていたのですけれども、どうなのでしょう。

○鶏内課長補佐 訪問先はどちらに御確認されていらっしゃるでしょうか。

○原 委託された協会さんです。

○鶏内課長補佐 私どもが調査させていただきましたのが、いわゆる厚生労働省に当たります保健福祉部に直接確認をさせていただきました。この中で、法制度といたしましては「公衆衛生管理法」というものがございまして、この中に美容業が特定されている。これに即して規制されている中では、まつ毛エクステンションの施術に関しましても、公衆衛生管理法の中の美容業にあたる施術ということで確認しております。

○原 わかりました。

○倉田座長 ほかにも、どうぞ。

○三浦臨時構成員 2ページ目の、つけまつ毛、エクステンション用、接着剤の安全要件とか、表示事項を規定している安全基準認証は、第三者認証機関のようなものがあってやっっているのでしょうか。それとも、韓国消費者院の方で認証制度のようなものをお持ちなのでしょうか。

○鶏内課長補佐 安全基準認証に関しましては、今回お伺いしたのが韓国消費者院ということで、いわゆる消費者からの相談を受け付けられるところであったので、直接、安全基準認証にかかわるところで確認させていただいてはいないのですが、政府によって委託されておられるところで基準にのっとって確認をされているというふうには聞いております。

○三浦臨時構成員 別機関か何かがあるということですか。

○堀江課長 JIS マークみたいなマークで、KCマークというのがついているというような感じでございます。美容に限らずいろいろなものについて、そういうマークがついていると。

○倉田座長 ほかにも、どなたか。

御意見がなければ、課長。

○堀江課長 まだ日本の厚生労働省で検討するところまで話が進化していなくて、苦情件数なども日本と比べればずっと少ないところですよ。役所ベースで言うと、美容師さんがやっています。団体の方もそうだけれども、実際には美容師資格を持っていない人がいるところ、実態が十分に解明されていない部分もあるようにお聞きしたところですよ。

もう一つは、こちらにもございますが、美容師の資格が日本と比べると取得しやすいところがあって、一般には美容師の人がやっていますというような説明が、日本と比べると成り立ちやすい状況があるだろうというふうに私は理解しました。

○倉田座長 全般を通しまして、まつ毛エクステンションについて。

○秋山構成員 ケサランパサランの方にお伺いしたいのですが、新人教育のプログラムの第1日目の10時30分から16時までのカリキュラムは、どなたが担当していますか。

○小谷野 うちトレーナーです。

○秋山構成員 トレーナーというのはどういう方ですか。

○小谷野 以前、美容皮膚科に勤めていらっしやった方です。私もその方の経歴までは詳しくは知りませんが、医療関係のことをしっかりと学ばれた方ということです。

○秋山構成員 皮膚科のお医者さんですか。

○小谷野 お医者様ではないです。お医者様から講義などもいっぱい受けていらっしやるようでしたが、そういう方が衛生管理ですとか、アシスタントとはまた違うかと思っておりますけれども、お医者様についてやられていた方でした。

○秋山構成員 お医者様について学んだ方というのは、日本ですと、看護師さんだとか、ほかの医療技術者だとか、そういうような系統の人ですか。

○小谷野 美容クリニックでアシスタントをされていた方で、医療系の衛生管理教育とか

も、お医者様から直接指導を受けた方ということで伺っています。

○秋山構成員 そうすると、医療に関する何らかの資格を持たれている方ではないのですね。

○小谷野 ではないと認識しています。

○秋山構成員 わかりました。

○倉田座長 ほかに何か。

最後の話は非常に大事な話で、実験室でもいろいろいる場合に、資格というのは、求める場合と求めない場合があつて、見よう見まねで、資格を持っている人より上手な人はいくらでもいるわけです。それでもキーになることに関しては、誰がやったかということをお問われるわけですね。調理師の免許を持っていれば、その調理店で働いていれば、免許がなくても誰がやってもいいし、料理長よりはよっぽどうまい人がいくらでもいるわけです。ですが、この話はそういうレベルの話ではなく、片方は胃に行く話で、片方は目に來る話で、状況も全然違う。胃のアレルギーというのは、ないわけではないけれども、下痢するぐらいの話だから、はっきり言うとどうでもいい話です。でも、目とか皮膚のアレルギーというのはまたちょっと違ってくる。

そういうところで、今までの何回かのお話を伺っていて、きちっとした体系がないのではないかと。今日は説明をきちっとされたので、そのようにみんなが動いていれば、それほど問題になることは極めて少なかったのではないかと思いますけれども、課長はどういうふうにお考えですか。

○堀江課長 参考資料2をごらんいただきたいと思います。「生活衛生関係営業等衛生問題検討会の検討経緯等について」です。

実は結構な回数も進んできていまして、大まかに申し上げますと、問題提起の後、(3)から関係者のヒアリングが始まって、参考資料3にもつけましたが、いろいろな団体の関係の代表の方にお話をお聞きすることを、(3)、(4)と行いました。(5)が、美容師の教育課程のテキストに収載いたしましたので、その話をお聞きし、また、もうお一方、関係の団体の方に話をお聞きして、その方はまつ毛エクステンションの教育も実施されている方という御説明でございました。

今回が(6)というところでして、美容学校でどう教えているのかという観点と、これまで、実際にまつ毛エクステンションの施術を行っていただいている方にお話をお聞きする機会がなかったもので、今日、小谷野さんと原さんに来ていただいて御説明をいただきました。

前々から言っている話でいくと、まつ毛エクステンションのそれぞれの団体で、医療の安全性のアドバイスをされている医師の方がお見えになるという話で、実はその部分でいろいろと調整していますけれども、なかなか見つかりにくい状況がございます。それを是非、関係団体の方にもお願いしながら、ここまで来て、前回の御説明ですとか、今回の

御説明ですとか、具体的な御説明になってきています。

先ほど三浦さんがおっしゃっていただいたように、行ってみたい、安心度合いが高まるような体制のお店の話をお聞きいただいているのだと思いますけれども、安全性、衛生面からの方法論というところがどうなのかというところについて、もう一つお話を聞きしたいというところがございます。福下先生からも以前にお話があったけれども、二次的な研修になっていくとどんどん本質の部分が薄まってしまうのではないかという懸念があります、ということがあったのが気になっていまして、私ども一生懸命探して、そこから先のことを、次回は是非そういうところをお願いしたいと思っております。

当初からお話しいたしておりますように、消費者に対しての安全性あるいは危険性についての情報提供をどういうふうにしていくか。消費者の方の安全が第一ですということについては異論がないところでございまして、施術をする方のこと、施術をする場合の使われる用具、グルーなどについての考え方というところに話が行くのかなと考えております。

○倉田座長 それでは、ひとこと言って終わりにしたいと思いますが、協会のリストが参考資料3に9つありますが、この協会を束ねるような事務局とかはありますか。

○堀江課長 参考資料3を注意深く見ていただきたいと思います。表面と裏面がございまして、私が知る限りですけれども、第3回にヒアリングをした際に、今日もお見えですけれども、安藤さんからお出しいただいたものをベースにしていますが、裏面に13の団体がございまして、どこから話をしているのか、私もよくわからないということがあったわけでございます。

表面を見ていただきますと、特に法人格ということもないと思いますが、まつ毛エクステンション協会連合会というものにグループを組んでいただいているということで、先ほどの13のうちの9が、いわば今回の問題に際しまして、一緒にやりましょうということで緩い連合を組んでいただいている感じになっています。ある意味こういうふうに13のうちの9つが、一緒に協議をしていただけるような感じになっているというふうに理解しております。今回、小谷野さん、原さんに来ていただきましたけれども、こちらのまつ毛エクステンション協会連合会というところにお問い合わせをして、適当な方のご推薦をお願いして、本日、お願いをしているという状況でございます。

○倉田座長 わかりました。私が今、課長に聞いたのは、こういうのはいくら続けていっても、少しずつ理解深まるというのはいいのですが、先ほどの387件出てきた、そういう問題に関して、どうしたらそういう問題が起きないようにできるかということ。あるいは、何か起きたときに対応をどのように仕組みばいいとか、そういうことはありますが、資格の問題に関して美容師がということになってきて、そうでなくてもできるという話も今まで何回もお聞きしました。そのところをどういうふうに整理するのか。美容師というのを、法律的な意味で義務づけるか、つけないか。あるいは、そこでヘルパー的な仕事という格好で何年か技術的なことをしっかりして、衛生面に関する配慮もできるようになったら、例えばまつ毛だけのコースをつくるのかどうか、それはわかりませんが、何

かそういう配慮をするのか、しないのか。美容師一本で行くのか、いろいろ考え方はあると思います。

もう一つは、手近な例でいけば、必ず眼科とか皮膚科の顧問をつけて、何かのときに対応すればいいというようなことをルーチンにやれるシステムをつくるとか、何か考えないと、この問題はいくら聞いても、はい、それで終わり、になるとまずいかなと私は思っています。そういう点で、課長、考えていただけませんか。

今日は、この問題に関しては、時間も来ましたので、これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。今後、またいろいろなことがあると思いますが、よろしくをお願いします。

委員のメンバーが次の回と代わりますので、今までのことで出られていた委員の方は、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

それでは、「建築物衛生法に基づく資格について」ということで、本日、関係者からお話を伺おうと思います。

初めに、事務局から出席者の紹介をお願いします。

○伊藤課長補佐 それでは、出席者の御紹介をいたします。

本日は、意見聴取といたしまして、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会の専務理事の興膳慶三様に御出席いただく予定でしたが、御都合によりまして、同じく全国ビルメンテナンス協会事業部部長の中村孝之様に御出席をいただいております。

○倉田座長 事務局から資料の説明をお願いします。

○奥野課長補佐 お手元の資料5を御用意いただければと思います。

「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく総務省からの勧告への対応」ということで、建築物衛生法における登録制度等について、御検討をお願いできればと思います。

まず、建築物衛生法により、措置が求められているものがございます。これは3,000㎡以上の建築物に対するものですが、空気環境の調整、給排水の管理、清掃、ねずみ等の防除とございます。こういった法令の中で、「建築物における清掃を行う事業を営んでいる者は、都道府県知事の登録を受けることができる（登録を受けなくても事業を営むことは可能）」というものがございます。

この登録制度の趣旨でございますが、一定の物的基準、人的基準などを満たす営業所が申請を行いまして、都道府県知事の登録を受けるものとしております。物的基準の例として、真空掃除機、床みがき機を有すること。人的基準の例といたしましては、監督者、従事者について、それぞれ必要な講習、研修を受けるというものがございます。

今回、主に御検討をお願いしたいのは、「従事者は、研修を修了したものであること」、ここの研修についてでございます。

登録制度の趣旨でございますが、2つ目のマルにございますように、「登録業者は、登録の表示を行うことができる」というものがございます。この登録制度によって、「登録を受けた者について、一定の水準を担保する。また、監督者・従事者が定期的に研修を修了す

ることにより、登録業者の能力向上に資する」、そういった趣旨で進めているものでございます。下の数字は御参考にしていただければと思います。

2 ページは、総務省の勧告の内容について書かれております。指摘の内容ということで、登録を受ける場合に、従事者・監督者を置かなければいけないとされておりまして、清掃作業従事者の資格を取得しようとする場合に必要な研修を修了することが要件とされており、この資格には1年間の有効期間が設けられ、更新するために、毎年、研修を修了することが必要とされております。

しかし、この資格の更新にかかる研修の内容は、作業従事者としてのマナーなどを内容とする作業従事者の心得、清掃用機械器具の使用法、そういった基本的な事項となっており、資格の取得にかかる研修と内容はほとんど同じものとなっている、と書かれております。また、清掃作業監督者については、有効期間が6年間に設定されていて、更新については6年ごとに受講すればよい。これらのことから、清掃作業従事者については、講習の実施頻度や、その在り方について見直す余地があると考えられる、とされております。

ここまでは清掃について申し上げましたが、それ以外に、ダクト清掃作業、貯水槽清掃作業、排水管清掃作業、防除作業についても、同じく見直す余地があると考えられる、といった御指摘の内容でございます。

その下に、「講習の実施頻度やその在り方について検討が必要」としておりまして、実施頻度、内容の根拠を示しております。有効期間は1年に1回以上としておりますのは、平成14年3月26日付の通知に基づいております。また、内容については、建築物衛生法の施行規則第25条第3号ハの中で、「清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法、並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること」といった内容が示されております。

3 ページは、論点の案といたしまして、まず論点1、都道府県知事の登録を受けるに当たっての従事者研修の必要性について、御検討をお願いしたいと考えております。四角にございますように、対象者はパートタイマーであっても研修の対象となる。また、パートタイマーの占める割合は約60%となっております。

2つ目の四角は、ビルメンテナンス業における労働災害の発生状況です。全国で2,927人が労働災害に遭われている。また、ビルメンテナンス業の度数率、これは100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数ということで、労働災害の頻度を示すものでございますが、これが多い方が労働災害がよく起きることになるわけでございます。ビルメンテナンス業においては2.97でございまして、他の業種と比較して高い傾向にございます。

論点2は、従事者研修を必要とする場合の内容につきまして、有効期間、具体的な研修内容につきまして、御議論をお願いできればと思っております。

参考資料6は、過去にも出ささせていただいた参考資料でございます。建築物衛生法に基づく資格に関する検討事項がございませけれども、今回、御検討をお願いしたいのは、右

下の方にございますように、実施頻度やその在り方について見直すこととしているところ
でございます。

以上で事務局からの説明を終えさせていただきます。

○倉田座長 ありがとうございます。

ただいま、事務局からの説明がございましたが、これにつきまして、更に詳しくいろ
ろ御意見等、資料6を中村さんの方からお願いいたします。

○中村（公益社団法人全国ビルメンテナンス協会事業部部长） お手元にございます資料
6に基づきまして、御議論いただきます前に、従事者研修の実態について御説明をさせて
いただきたいと存じます。

資料6の下段のスライドナンバー2は、登録制度の趣旨ということで、今の施行通知の
中にございますように、そもそも登録制度というのが、事業者の資質の向上と事業に従事
する者の技術・技能の向上を図ることによって、建築物の衛生的環境を確保するといった
ようなことを目的として定められた制度です。

こういった形での目的を達成するための登録の基準といたしまして、3点ほどございま
す。一つには、機械器具等に関する基準、いわゆる物的基準です。それから、事業に従
事する者の資格に関する基準ということで、人的基準。その他の事項に関する基準で、そ
の他の要件。この3点の要件がございますけれども、特に今回、対象となっております人
的要件のところに関しましては、当然、従事者の方の技術・技能の向上を図るために不可
欠な要件であると考えているところでございます。

1枚めくっていただいて、スライドナンバー3。これは、また別の調査の結果です。実
際にビルの所有者の方々が、環境衛生管理業務を外部委託する際の業者の選定基準です。
私どもの協会です平成17年にユーザー調査を実施して、回答数としては304で、必ずしも高
くはないのですが、そちらから見ますと、ビルの所有者側が環境衛生管理業務
を外部委託する際に、どういった観点から業者を選ばれているか。サービスの質がよい、
あるいは、技術水準が高いというところが、選定の際の大きな要因になっているとい
うところでございます。

具体的に、先ほどの人的基準の中にございます従事者研修の実態がどうなのかとい
うところが、スライドナンバー4でございます。人的要件には大きく2点ございま
して、監督者等の専任と作業に従事する従事者の研修というところ。今回、検討の対
象になっておりますのが従事者の研修でございます。こちらは登録基準の中では大
きく2点ございまして、登録を受けようとする者（事業者）が実施する研修、も
しくは、厚生労働大臣の登録を受けた者が実施する研修、このいずれかの研修を
しなければいけないというのが現状の登録制度です。

この1と2の研修の実施比率がどのくらいかというところですが、これは推計値に
なりますけれども、平成21年度の清掃作業従事者の研修の場合を見ますと、清
掃業務に従事する従事者総数が約64万2,600人と推計できます。根拠といた
しましては、平成21年

度の労災保険収支総計で示されております総従事数が105万人。これに対して、私どもが平成21年に実施した協会の実態調査、私どもの協会会員数、約2,900事業所に対して調査を行っていますけれども、その中で、各事業所の清掃作業従事者の方の占める割合が61.2%です。そうしますと、清掃作業従事者約105万人に対して64万2,600人いるだろうということです。

これに対して、登録の従事者の研修対象となる人数はどれぐらいかというところ、推定で約17万7,357人です。根拠といたしましては、先ほどの労災保険収支総計のところ、対象となる事業場の数が、約2万1,400でございます。これに対して清掃作業従事者研修が必要になる1号登録あるいは8号登録をしております事業場の数が、平成21年当時、5,905でございます。ビルメンテナンス総事業場数に占める登録事業場数の割合は27.6%です。したがって、先ほどの64万2,600人のうちの27.6%に当たる方々が、少なくとも従事者研修の対象者になるのではないかとということで、17万7,357人という数字を算出してございます。

私ども協会をはじめとして、22機関、今、厚生労働大臣の登録をいただいて従事者研修を実施してございますけれども、平成21年に受けた従事者研修参加者は6,529人です。先ほどの従事者研修の実施方法として、社内研修で研修を実施しているものが約17万人(96.3%)、それに対して、私どもの団体等が実施する集合研修を受講された者が約6,500人(3.7%)で、ほとんどが社内研修で実施をされているというところでございます。

では、そういった従事者の方々に、どんなスキル、能力が求められるのかというところで、参考資料として御用意させていただいたのがスライドナンバー5、6です。これは、厚生労働省が作成されました「職業能力評価基準」というものがございまして、上段の方が、清掃管理に従事する従業員の方が共通的に持っている能力。下段の方が、それぞれの技術・技能に関しての個別の能力というふうに御理解いただければと思います。

このような形で、初級の作業員から中級、上級、その上の班長という形の職責に分けられてございますけれども、通常の掃き、拭きというだけではなくて、やはり定期的な清掃であったり、ときには新築、退去時の清掃、あるいは用途別にホテル、病院、事務所ビル等、用途によっても清掃の内容・方法が変わってまいりますので、そういった部分についての知識も求められているというところでございます。

こういった教育をする際の対象の従事者がどんな方かといったところを、取りまとめさせていただいたものがスライドナンバー7でございます。私どもの協会が実施しました実態調査の中から幾つかデータとして抽出してございますけれども、表-2の業務別の従事者数をごらんいただきますと、左側が清掃業務に従事する従業員の方で、1社当たりの平均数と御理解いただければと思います。常勤従業員の方が39.6名(21.6%)、パートタイマーの方が143.6人(78.4%)という雇用形態になっています。

表-3は、実際に従事されている方の年齢構成です。常勤従業員では、一番多いのが35

歳～64歳でございますけれども、パートタイマーの方を見ても、55歳以上が全体の41.8%、65歳以上が29.0%で、約7割が55歳以上の御高齢の方々という形でございます。

もう一つ、パートタイマーの方が非常に多いということもありますが、離職率といえますか、1年間の採用者数と退職者数を示しておりますのが表-4です。こちらは若干データが古くて平成20年の調査です。それ以降、継続的にこのデータをとっていませんので、平成20年のデータで御説明させていただきますと、平成20年当時、1年間の採用者数としては92.5人、それに対して退職者数が77.6人です。この年の1社当たりの平均従業員数が197人ということで、約4割の従業員の方が入れかわっているのが実態です。

表-5は、各業務の男女比を示したものです。特に清掃の場合は、やはり女性の方に作業をしていただいているのが非常に高い比率になっています。

スライドナンバー8は、先ほどの96.3%が実施しております社内の研修について、データを取りまとめたものでございます。そもそも社内研修を96.3%で実施しているという形になっていますが、その中で、社内に研修体制を持っているかいうところで、雇入れ時の研修体制の有無に関してのデータが上段、雇用後の継続的な研修体制を持っているかというものが下段になります。約6割がOJTあるいはoff-JTによる教育体制を持っていますけれども、特に社内に研修体制を持っていないというものも、37.1%あるという形でございます。

スライドナンバー9は、それぞれの事業所が社内研修に対して、今、どのような形の問題を抱えているかという部分です。「大いに悩んでいる」「多少悩んでいる」というところが全体の7割で、具体的にはどんな悩みを抱えているかというところを見ても、「研修のための時間が十分にとれない」が83.8%、「研修コストが割高になる」が41.2%、「研修のための指導者が確保できない」が30.9%といったようなところが、社内研修の中での悩みとして抱えられているという実態でございます。

こういった中で、事業者さんが私どもの協会活動にどんなことを期待しているかといったデータが、スライドナンバー10でございます。一番高いのが、技術教育・研修機会の提供で全体の約5割、半数近くの事業者さんがそのような期待を持たれています。管理教育・研修機会の提供というところも35.3%という高い数字です。

次の表は、私どもが実際に実施しております従事者研修に関してのカリキュラムでございます。必ずしもワンパターンの教育という形ではなく、およそ実務経験年数3年未満と3年以上に対しまして、表にございますような形でのカリキュラムを御用意して、それぞれ教育ができる体制はとらせていただいているという形でございます。特に選択科目にございますように、時々の対象によってカリキュラムの方も組みかえながら実施する体制をとっております。

スライドナンバー13は、また別の視点から見たときのデータでございます。労働災害の発生状況で見たときの清掃従事者の方々の状況でございます。特にビルメンテナンスの特殊な事例として見てみますと、スライドナンバー14にございますように、転倒、墜落・転

落といった事故例が高いというところがございます。

そういった事故に遭われる方々の構成がスライドナンバー15 でございます。50 歳～60 歳の従事者の方が多いということもありますけれども、やはりこの辺の方々の事故例が非常に多いという形です。

まとめさせていただきますと、スライドナンバー16 でございますように、建築物の環境衛生の確保を図るために、事業者の資質の向上、ひいては、それを達成するためには従事者に関する技術・技能の向上も非常に重要であるという部分に対して、実際に従事している方々がどんな特徴があるかというところ、パート従業員の方が 78.4%、加えて 55 歳以上の高齢者の方が 70.8%と、非常に高齢者の方が多いというところから、適切な作業をやっていただくためには反復教育が重要なのではないかと。同時に、労働災害の防止という観点から見ると、やはり高齢者の方の労災事故が多いところから、それをなくすためには、まめな労災防止のための教育が必要になってくるのではないかと。

具体的に従事者研修の実施状況を見てみますと、先ほど御報告いたしましたように、集合教育、私どもの団体のようなところで教育を受けさせるのが 3.7%、登録を受けようとする事業者の方がやっている社内研修が 96.3%。その社内研修に関しても、研修体制がとれない、あるいは、とれてもさまざまな悩みを抱えられている中で、今、私どもでやっております集合研修というのは、あくまでも社内研修を補完する形での研修の位置づけになっています。

先ほど御報告いたしましたように、協会といたしましては、さまざまなカリキュラムを対象に応じて準備してございますけれども、やはり企業の方から要望として需要が高いのが基礎コースです。離職率が非常に高いということもあって、新人の研修をしてほしいという要望が高いために、総務省勧告にございますような、毎年、同じような研修を実施しているという実態でございますけれども、受ける側の方々は毎年同じ方が受けに来ているということではなくて、常にかわった方が受けに来られて、その方が、基礎の上に社内研修の方でスキルアップを図っていただいているというのが、今の従事者研修の実態であると御理解をいただければと考えております。

以上でございます。

○倉田座長 ありがとうございます。

課長、総務省のこの判じ物みたいな文章は何を言いたいのですか。意地悪く言えば、研修なんかやめてしまえ、勝手にやったらいいだろうというふうにもとれる。なぜヨーロッパの街の建物がきれいに維持されているか、そういうことを全く勉強していない人のやっていることですね。これは、同じことをきちっと毎年毎年、一定のときにやっているから、街やビルそのものがきれいなのです。日本も恒久的なビルをつくれればつくるほどちゃんとやらないと。そういうことを全く勉強したことがない人が書いているのではないですか。

要するに、研修なんかやめたらどうだ、金を集めるのをやめろ、できればビルメンテナンスは国がやることはない、外郭がやることだ、そういうことを言っているのではないで

すか。これははっきり言うと、何とでもやれるわけです。同じことをやっているとか、いろいろ書いていますが、同じことをきちっとやるからビルのメンテナンスなので、毎年、新しいことをやったらビルのメンテはできるはずがないですね。これは実験室でやっている者はすぐわかる。これはどういう意図があるのでしょうか。どのようにお考えになっているのですか。

○堀江課長 総務省の勧告は、実態を見ていないという話はあったかもしれませんが、一つのベクトルから見て、ビルメンテナンス関係だけに向けているものでもないわけですから、この尺度から見ていって、一回見直しをした方がいいのではないかという、発想の角度がそこにはまって、これも対象になりましたということだと思います。

○倉田座長 そうすると、もっときちっとビルを管理しなさいという結論が出てきてもいいわけですね。この文章を見ていると、同じことをやっているのはけしからんというような書き方ですね。要するに恒久的なビルの意味というのが、よくおわかりになっていないのではないかと、先ほどからこれを読んでいましたが、課長はどのようにお考えですか。

○堀江課長 私も、今日お聞きしてよくわかった部分もあるわけですが、そもそも登録制度というのは、先ほどの美容のように業務独占の関係ではございません。登録があってもなくてもビルメンテナンスはやってもいい仕組みになっています。そういう意味で、例えば行政ですとか、ビルを持っている会社の人たちが契約をする際に、登録を持っているビルメンテナンス会社の方が信用度が高いというふうにする場合があって、そう思うていただくには思っていただけの信用がおける体制をとってまいらうというものが、いろいろな登録制度の物的要件、人的要件だと考えています。

中身が毎年、比較的似たことになっているのではないかということについては、今日お話しいただいたように、従事者さんが毎年入れかわるといようなビルメンテナンス業の特性があり、かつ、ビルメンテナンス業というのは、労災で見るのが適当かどうかは別としまして、事故率も比較的高い。これは私どもの資料の方で書いたわけですが、そういうことから、やっていただくにはきちとした研修と。ただ、その業界に5年、10年勤めている人も中にはいると思いますが、そういう人のときに、「また同じか」という話になるところを、どういうふうにしていったらいいかというのは内容としてはあると思います。

○倉田座長 非常に大事だと思うのは、実験室をずっとやってきて思うのは、新人も古い人もトレーニングを毎年やる。だから維持できるというところがあるわけです。実験室と同じだと思って見ていたのですが、それをおろそかにしたら、どんどん実験室は汚くなるし、思わぬところでとんでもない事故が起きます。

なぜヨーロッパが維持できているか。マイスター制で専門制なのです。だから、事業費が安いから、お年寄りのパートの比率が多くなる、そうすると事故が増えるのは当たり前のことで、やはりきちとした制度をつくってビルを守るとい格好になって、それなり

のペイを払わなくてはいけないというふうになってきたら、まちはきれいになるし、ビルもきれいになって、事故は起こらなくなると思います、そういう世代の人が勤めるようになれば。こういう大事なところを、日本はみんなパートに任せればいいと。大体そういうことが多すぎる。だから、事故にもつながるのではないかと私は推察しています。

この総務省の文章は非常にわかりにくくて、どうしたらいいかということがわかりません。推測でいいのでしょうかけれども、今日は時間もありませんから、今日の中村さんの方から発表されたことについて、御質問がありましたら、どうぞ。

○堀江課長 私からお聞きして申し訳ございませんけれども、96%が社内研修で、3.7%が集合研修で、登録をされているビルメンテナンス業の会社さんはどちらかということと事業規模の大きいところが多いと思います。その中の3.7%が集合研修で、集合研修をやっているところは、その中では比較的小さいところが多いと思ったらよろしいのでしょうか。

○中村 先ほどの資料にございましたように、OJTあるいはoff-JTで社内研修体制を持たれているのは大手の会社さんで、事業所数としては非常に多いですけれども、ほとんどが中小零細企業というところで、その中でなかなか社内研修体制をつくりきれていないというのが4割近くあるという感じです。集合教育を受けに来てくださっている事業規模を見ると、やはり中小の事業規模が多いのではないかと考えています。

○倉田座長 ほかに何か質問はありますか。

○堀江課長 最後のまとめのところ、毎年、同じ内容になっているけれどもというのは、ビルメンテナンス協会が行っている研修の内容が毎年一緒になっているのかなというふうに見たのですけれども、初任研修はビルメンテナンス協会を受けて、ベテランの方は社内研修でやるというのもあるのでしょうか。

○中村 多分、課長がおっしゃられたような形だと思います。初任者研修については、まず知識教育を含めて基礎をやって、あとは現場などでのOJTで、それぞれの現場現場に合わせた教育という体制になっていると考えております。

○堀江課長 11ページ、12ページのところにある登録団体が実施する従事者研修カリキュラムは、ビルメンテナンス協会の行っている研修のカリキュラムのことを言っているのか、あるいは厚生労働省が示しているものなのか。要するに社内研修の場合には、御自分の会社で御随意に決めていいものか、そうでないのかというところが知りたいのです。

○中村 制度上は、省令の中では教育の内容については、清掃用機械器具及び清掃作業に用いる資材の使用方法和、作業の安全及び衛生に関する研修をしなければいけないというのが、登録基準の中で定められています。したがって、それぞれの項目の中で具体的に落とし込んであるのが12ページにある研修内容です。ですから、少なくとも省令の中で定められている基準の内容に即したカリキュラムと考えております。

○堀江課長 質問しましたのは、ビルメンテナンス協会は少なくともこれでバシッとやっていたらいいのでしょうかけれども、例えば中村清掃という会社が社内研修でいこうというふうにしたときに、カリキュラムというのは厚生労働省基準準拠としておけば、ここ

までカリキュラムがカチッとしていなくてもやっていけている、ということになるのでしょうか。

○中村 私どもの協会としては、直接的な従事者研修以外に、各企業の研修を指導する方々を対象にした研修も別途やっております。その中で、具体的にどんな研修をやらなければいけないのかというのは、法律に定められている説明から含めて、カリキュラムなども提供しながら、少なくともそういった形で社内研修をやってくださいという形で指導はさせていただきます。

○倉田座長 日本の水道水はどこへ行っても飲める。そういう国は世界に日本しかありません。ヨーロッパでもアメリカでも全く飲めません。それと同じで、日本ほどきれいにビルが維持されている国はないですね。勿論、ヨーロッパはそれなりにやっていますが、こういう基本的なことというのはどこでやっても同じだと思うのです。それを毎年同じことをやるというのが非常に大事なことで、ヒトが変わる、あるいは基準が変われば研修をやる必要があるのです。建物管理の意義というのは、同じことをきちっとやる、更にビルによって特徴的なことは、先ほど中村さんがおっしゃったように、そこに合った形でやればいいので、そういう意味で総務省の文章はどうしてもわからない。両方に解釈できる。もっとちゃんとやりなさいという話と、やめたらどうだという話と、2つにとれそうな文章ですが、ほかのところで起こってきたように、競争にして安かろう悪かろうという社会をつくっていくか、それに類するような、フリーにしたらどうかという言い方ではないか。どういう方がコメントを書いたか知りませんが、コメントや意見を出す方はやはり現場というものをよく見ておくべきではないかと思って私は見えています。

何かほかにありますか。

○長見構成員 これもやはり行政改革の一種ですかね。研修を受ける方の負担を軽くし、というような感じに読めたのですが。ビル管理というのは衛生上の問題もたくさんありますし、物理的な安全性の問題もたくさんあるので、やはり基礎はしっかりやってほしいし、離職者が随分いるわけですから、必ず1年に一度は講習を受ける機会がある必要があると思います。

○倉田座長 日本人は非常に忘れっぽいと思いますが、シンドラーのエレベーターもそうでしょう。あれは管理をちゃんとやっていないからという話で、そういうことはすごく大事で、日本の企業のものであいうことが起きるのは余りないのではないかと思います。自分の国はちゃんとやっているというのが多い。そういう意味では、こんなものはやめてしまえという意見があってもいいですが、これはまだ機会があるのでしょうか。今日のこれで終わりですか。

○堀江課長 今日はこれでおしまいでございます。また、お話をお聞きして、それで終わりというわけにもいきませんので。

それから、今のシンドラーの話で着想を得たのですが、ここのお話をお聞きしていますと、技術研修の意義を認められている委員も多いようです。清掃関係とか、空調関係でも、

研修を受けていない、登録業を受けていないようなところでこんな事例が多い、あるいは登録を受けていないところの方が問題が多いというような、何か資料みたいなものがもしあれば、有益な公衆衛生情報になると思いますので、追加的に御準備いただけたらありがたいと思います。

○長見構成員 よく、雑居ビルで火災とかありますね。ああいうところはどういう状態だったのかとか、出していただければいいと思います。

○堀江課長 そもそも建築物衛生法の対象ビルが、3,000 m²以上の中型ビル以上になっていますので、小さなところは該当しないというのが今の制度でございます。

○倉田座長 そうすると、小さなところは誰が面倒を見ているのですか。放りっぱなしですか。

○堀江課長 建築物衛生法の規制対象にはなっていない。

○倉田座長 そうすると、そういうところの監督に関して誰が目を見張るのですか。

○長見構成員 消防署と保健所。

○秋山構成員 消防法の下での管轄ですね。

○堀江課長 いわゆる建築物清掃管理みたいなところでの規制は及んでいない。

○倉田座長 それが問題ですね。

○堀江課長 そこは、規制の折り合いのところだと思います。

○倉田座長 そこまでちゃんと目を届かせて、日本じゅうをきれいにするというのもあっていいのではないですかね。

では、今日はこれだけにしておきます。これは非常に大事なことがあると思いますので、それなりにきちっとした検討事項の結果として出すべきだと思っています。今日は15分ほどオーバーしてしましまして、済みませんでした。

それでは、今日はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。